

# 水道行政の最近の動向

1

---

## 1. 平成26年度予算案等

2

# 平成26年度水道関係予算（案） 公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度 補正予算額 + 平成25年度 予 算 額 A	平成25年度 補正予算案 B	平成26年度 予 算 案 C	平成25年度 補正予算案 + 平成26年度 予 算 案 D = B + C	前 年 度 増△減額 E = D - A	対前年 度比率 (%) F = D / A
水道施設整備費	(30,049) 73,294	46,091	40,730	86,821	13,527	118.5
簡易水道	(12,383) 24,451	13,612	13,853	27,465	3,014	112.3
上水道	(17,666) 39,892	32,077	11,513	43,590	3,698	109.3
指導監督事務費	57	0	57	57	0	100.0
補助率差額	10	0	1	1	△9	10.0
調査費等	32	0	33	33	1	103.1
災害復旧費	350	402	350	752	402	214.9
東日本大震災	8,502	0	14,923	14,923	6,421	175.5
災害復旧費・東日本大震災を除いた場合 水道施設整備費	(30,049) 64,442	45,689	25,457	71,146	6,704	110.4

注1)厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計  
注2)上段( )は平成24年度補正予算額の再掲

## 水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

平成26年度予算案：149億円(平成25年度予算額：85億円)

### （概要）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### （交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設(注1)を復旧する事業  
→〈補助率〉 80/100~90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設(注2)を復旧する事業  
→〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの  
→〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 (注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

## 2. 東日本大震災の被害及び復旧

### 水道施設の復旧・復興

表-1 災害復旧事業実施状況(東日本大震災関係)

年度	申請 事業者数	災害査定 件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	300.9億円	—
H24年度	48事業者	59件	13.6億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
合計	※202事業者	306件	315億円	1,024億円

・特例査定を実施した事業者は、保留解除の手続きが必要

※同一事業者を除く

表-2 県別及び施設別の被害金額整理表(東日本大震災関係)

単位：千円

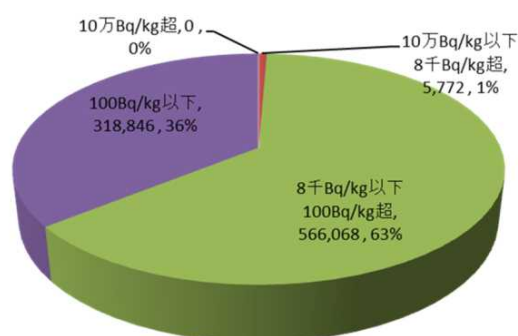
	事業者数	水源施設	浄水施設	管路施設	計
岩手県	29	686,446	934,641	22,909,733	24,530,820
宮城県	47	1,293,475	11,822,585	69,698,426	82,814,485
福島県	37	115,558	315,953	14,856,562	15,288,075
茨城県	30	195,693	1,490,138	3,350,114	5,035,946
栃木県	13	28,136	184,449	418,455	631,039
埼玉県	1	—	—	23,364	23,364
千葉県	11	33,316	963,697	2,906,408	3,903,420
新潟県	8	—	49,196	73,530	122,727
長野県	4	72,610	4,274	117,389	194,273
小計	180	2,425,234	15,764,932	114,353,982	132,544,149
水資源機構(22)		1,355,597			1,355,597
合計(202)		3,780,831	15,764,932	114,353,982	133,899,746

### 3. 浄水発生土の放射性物質汚染

#### 浄水発生土の放射性物質濃度の状況

(単位:トン) 平成25年11月9日時点

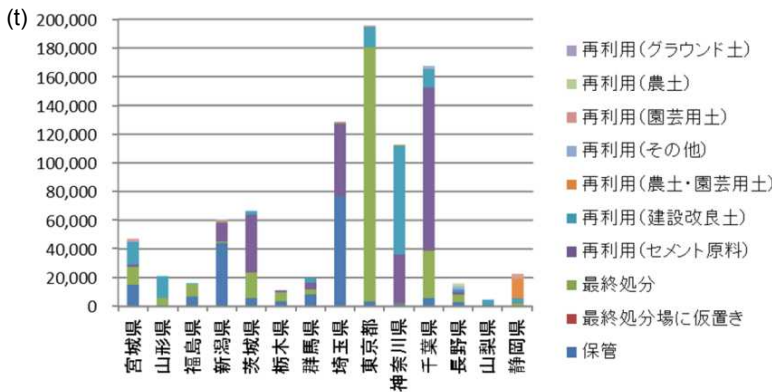
Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	1,011	24,616	21,473	47,100	2,929
山形県	0		5,210	15,888	21,098	8,117
福島県	0	2,469	12,871	793	16,133	1,600
新潟県	0	1,018	30,788	28,853	60,659	6,791
茨城県	0		53,094	13,605	66,699	614
栃木県	0	727	9,328	1,217	11,272	59
群馬県	0	546	17,324	1,902	19,771	20
埼玉県	0		105,469	23,222	128,691	277
東京都	0		160,213	35,512	195,725	65
神奈川県	0		22,925	89,808	112,732	862
千葉県	0		121,924	45,626	167,550	6,295
長野県	0		2,251	13,711	15,962	724
山梨県	0			4,644	4,644	0
静岡県	0		56	22,593	22,649	219
全体	0	5,772	566,068	318,846	890,686	28,571



# 浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成25年11月9日時点

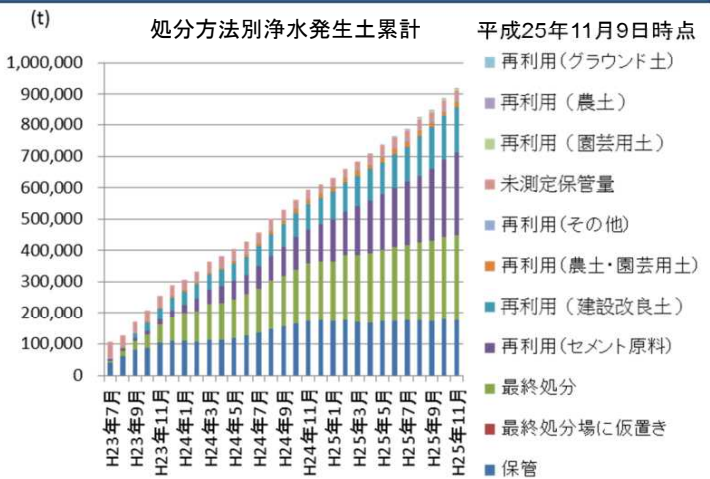
	保管	最終処分場に 仮置き	最終処分	再利用(セメント原料)	再利用(建設改良土)	再利用(農土・園芸用土)	再利用(園芸用土)	再利用(グラウンド土)	再利用(農土)	再利用(その他)	計
宮城県	15,044	0	12,482	1,641	15,881		2,053				47,100
山形県	647	0	5,317		15,090	9				35	21,098
福島県	6,883	0	8,784		467						16,133
新潟県	44,243	0	897	12,943	323	1,288	9			954	60,659
茨城県	5,819	0	17,736	40,304	2,298					542	66,699
栃木県	3,588	0	6,241	1,443							11,272
群馬県	8,452	0	3,446	4,601	3,272						19,771
埼玉県	76,726	0	34	50,263	451	914				302	128,691
東京都	3,529	0	177,027		14,172		997				195,725
神奈川県	1,215	0	470	34,448	75,840	470			280	10	112,732
千葉県	5,715	0	32,998	113,791	12,886	40			86	2,034	167,550
長野県	2,949	0	5,187	2,172	1,674	58			2,028	1,894	15,962
山梨県	1,028	0			3,616						4,644
静岡県	200	0	1,941	396	3,014	13,760	3,338				22,649
全体	176,038	0	272,560	262,002	148,984	16,539	6,397		2,394	5,771	890,686



### 放射性物質を含む 浄水発生土の再利用指標

- セメント・コンクリート等への利用  
製品状態で100Bq/kg以下
- 農業用培土への利用  
製品状態で400Bq/kg以下
- 園芸用土への利用  
浄水場からの搬出(原料)時点で400Bq/kg以下
- グラウンド土への利用  
浄水場からの搬出(原料)時点で200Bq/kg以下

# 浄水発生土の放射性物質汚染への対応



## 放射性物質汚染対処特措法

### 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準  
8千Bq/kg

## 原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
  - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
  - ✓ 浄水発生土の処分費用

等

## 4. 原子力損害賠償

### 原子力損害賠償について

- 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

厚生労働省水道課 事務連絡		請求対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	<b>【1回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	<b>【賠償対象】</b> 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲） <b>【先送り】</b> 逸失利益（給水収益減等）、人件費、広報費用（摂取制限指示以外）
H24 8.30	<b>【2回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	<b>【3回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3回目）について	H24年 3月末	減収分（逸失利益）及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	<b>【4回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始（4回目）について	H25年 3月末	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	H25年度以降に発生した水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方を提示

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能  
【水道事業における現在申立中の事例】 福島県桑折町（H25.9.11）、福島市（H25.10.30）

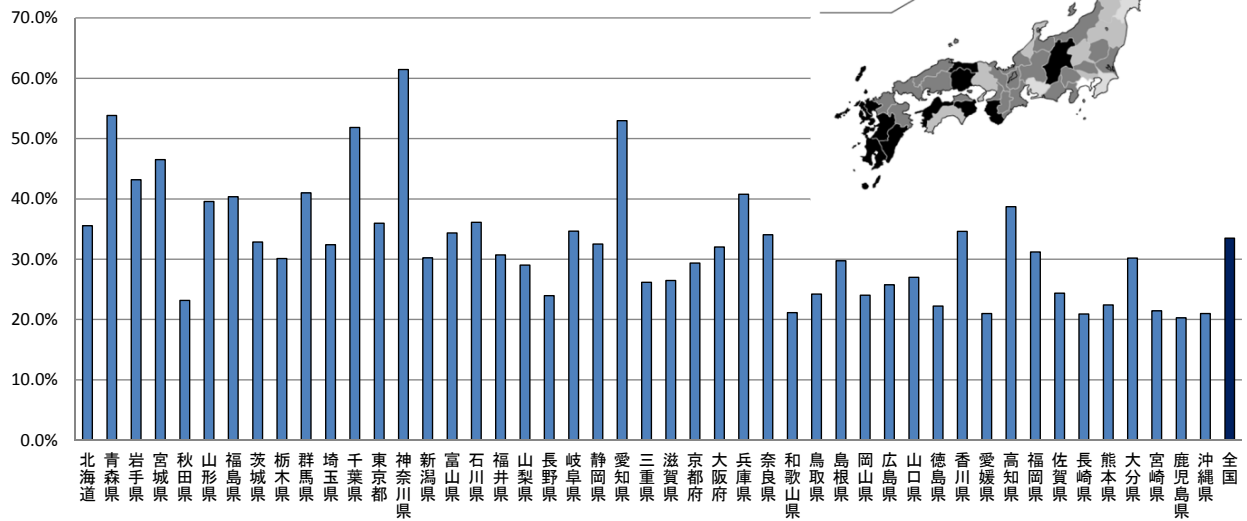
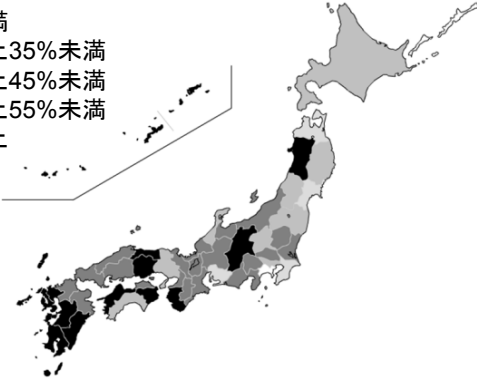
# 5. 水道施設の耐震化の推進

## 水道基幹管路の耐震適合率（平成24年度末）

水道管路は高度成長期に多くの布設がなされているが、これらは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は33.5%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

【全国値】(23年度) (24年度)  
**32.6% → 33.5%**  
 前年度からの伸びは0.9ポイント

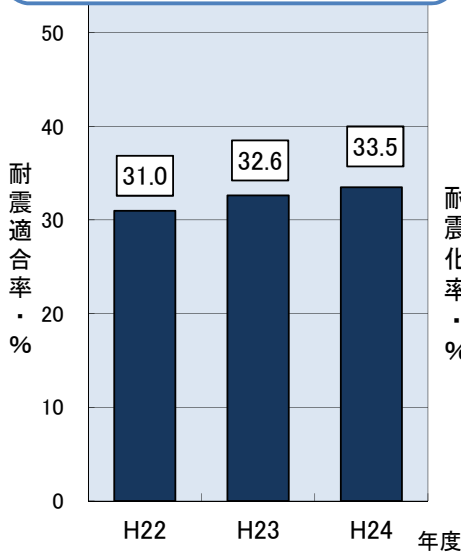
- 25%未満
- 25%以上35%未満
- 35%以上45%未満
- 45%以上55%未満
- 55%以上



# 水道事業における耐震化の状況(平成24年度末)

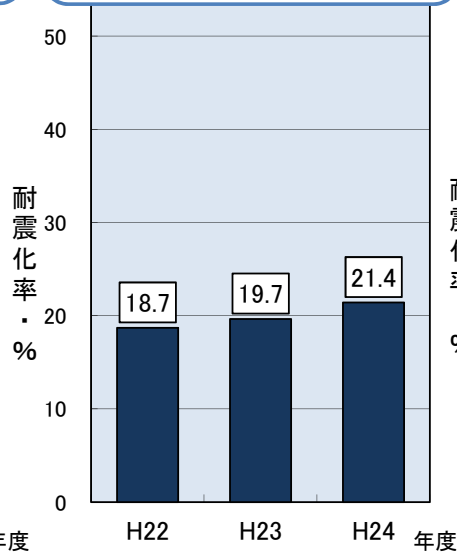
## 基幹管路

- 昨年度から0.9ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



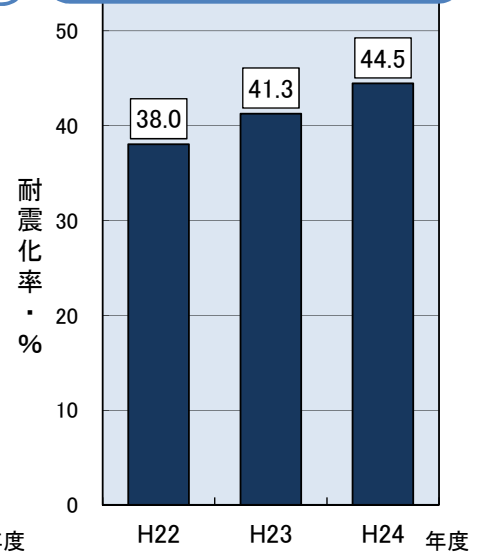
## 浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



## 配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



## 6. アセットマネジメントの推進



# 厚生労働省のアセットマネジメントに関する取り組み

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成した。
- アセットマネジメントの実施状況は、1,496事業者のうち約30%であり、計画給水人口5万人未満の事業者については約12%にとどまっている。
- 中小の水道事業体においては、手引きが詳しいためすぐには活用しにくい面もあると考えられることから、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成し、平成25年6月に公表した。
- 現在、アセットマネジメントの講習会等を実施しており、H25年度中に45都道府県で開催予定である。

アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
H22	割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%
H24	調査事業者数	963	211	145	61	25	91	1,496
	実施事業者数	120	98	96	44	21	61	440
	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H22からH24への割合の伸び		4.3%	4.7%	6.6%	4.9%	4.7%	4.6%	3.7%

## 7. 新水道ビジョンの推進について

# 新水道ビジョンの基本理念

水道ビジョン（平成16年6月策定・平成20年改訂）

【基本理念】世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道

## ■水道の事業環境の変化

### 枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数の減少によるサービスレベルの影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

■関係者が基本理念を共有し、一丸となった対応が必要

### 関係者が共有すべき理念

・これまでの130年間に先達が築き上げてきた地域の需要者との信頼に基礎を置き、地に足のついた対応を図る。

世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

# 新水道ビジョン

平成25年3月策定

【基本理念】地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

19

## 水道ビジョンから新水道ビジョンへ

### 前回 ビジョン

- 1) **持続**  
水道の運営基盤の強化
- 2) **安心**  
安心・快適な給水の確保
- 3) **安定**  
災害対策等の充実
- 4) **環境**  
環境・エネルギー対策の強化
- 5) **国際**  
国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

### 新水道ビジョン

【現状】  
現行の水道ビジョンから8年が経過して水道を取り巻く環境は大きく変化、課題は顕在化している。

【課題の明示】  
○人口減少と水需要減少の時代における今後の水道のあり方を示す必要性  
○東日本大震災を踏まえた水道の災害対策のあり方を示す必要性

### 水道の理想像

**安全**  
安心して飲める水道  
適正な水質管理体制  
統合的アプローチによる対応

**強靱**  
危機管理に対応できる水道  
適切な施設更新、耐震化  
被災してもしなやかに対応

**持続**  
国民から信頼され続ける水道  
長期的に安定した事業基盤  
人口減少社会を踏まえた対応

国際展開

環境対策

### 実現方策

#### 《関係者の内部方策》

水道施設のレベルアップ  
資産管理、人材育成・組織力強化、危機管理対策、環境対策

#### 《関係者間の連携方策》

住民との連携の促進、発展的広域化、官民連携の推進、技術開発、調査・研究の拡充、国際展開

#### 《新たな発想で取り組むべき方策》

料金制度の最適化、小規模水道対策、自家用水道対策、多様な手段による水供給

### 連携

・関係者間での連携  
・住民とのコミュニケーション

### 挑戦

・新たな取り組みに挑戦する姿勢  
・事業環境に順応

# 新水道ビジョンの策定とその推進

新水道ビジョンの検討開始（平成24年2月10日～ 計13回の検討会）

新水道ビジョン策定検討会（計13回開催）

新水道ビジョンを公表（平成25年3月29日厚生労働省健康局長通知）

新水道ビジョンの推進（連携した取り組み）  
（平成25年度～）

## 【 新水道ビジョン推進協議会 】

- 関係団体との意見交換
- ロードマップの共有（連携体制）
- 関係団体が実施する様々な情報をWEB上で発信

厚生労働省主催

水道関係団体等

## 【 新水道ビジョン推進に関する地域懇談会 】

- 全国レベルでの新水道ビジョン浸透及び取り組みの展開
- 新水道ビジョンに関わる全国の様々な先進事例の収集
- 先進事例の幅広い地域への発信

都道府県  
水道事業者

# 新水道ビジョン推進協議会

新水道ビジョンに示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして開催。

## 新水道ビジョン推進協議会

### 構成メンバー

- ・（公財）給水工事技術振興財団
- ・厚生労働省健康局水道課
- ・国立保健医療科学院
- ・（一社）水道運営管理協会
- ・（公財）水道技術研究センター
- ・全国簡易水道協議会
- ・（一社）全国給水衛生検査協会
- ・（公社）日本水道協会
- ・（一社）日本水道工業団体連合会
- ・学識者

### 活動イメージ

#### 平成25年度の活動

- 第1回開催（8月28日）  
（1月、3月にも開催予定）
- 先進事例の収集
- ロードマップの作成
- ウェブサイトの設置、運営

#### 平成26年度以降

- 推進方策の実施状況の検証
- ロードマップのリバイス
- 新水道ビジョンのフォローアップ

連携

様々な機会において情報を共有

行政機関（都道府県）

水道事業者

大学・研究機関

個別検討事項

安全

強靱

持続

挑戦

新水道ビジョン  
ロードマップ

新水道ビジョンを踏まえた施策の推進とフォローアップ

# 新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

## 1 開催概要

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会（以下「懇談会」という。）は、全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催するもの。

これまでの開催概要と今後の予定は、下表のとおり。

## 2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。

## 3 開催イメージ

3～4ヶ月間隔を目処に全国各地区において順次開催する予定。

平成25年度に2箇所実施。平成26年度には4箇所にて開催を計画しており、全国各地にて開催したい。

ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション（盛岡市にて）



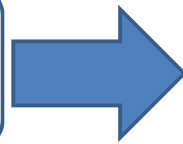
開催日程	開催概要	先進事例
《 第1回 》 平成25年11月25日 (月)	対象地域 北海道・東北地域を対象に開催 開催場所 岩手県盛岡市 参加人数 7道府県から計64名	ゲストスピーカー3名 北海道（官民連携を視野に入れた広域的連携） 八戸圏域水道企業団（県域を越えた発展的広域化推進） 岩手県矢巾町（住民との連携）
《 第2回 》 平成26年2月21日 (金)・予定	対象地域 九州・沖縄地域を対象に開催 開催場所 福岡県福岡市 参加人数 8県から100名程度を想定	ゲストスピーカー4名 北九州市（中核的な水道事業の広域化） 大牟田市（共同浄水場と官民連携） 宮崎市（多様な手法による水供給の取り組み） 沖縄県（県が主導する広域化検討）
《 第3回～ 》 平成26年度以降	対象地域（イメージ） 関東地域、中部北陸地域、関西地域、中四国地域においてそれぞれ開催したい。	各地において、新水道ビジョン推進のため参考となる先進的事例等を実際に取り組みキーマンの方にゲストスピーカーを依頼する。

## 地域水道ビジョンの推進（都道府県水道ビジョン・水道事業ビジョン）

### ■厚生労働省が示す水道のビジョン

水道ビジョン策定  
(平成16年6月)

水道ビジョン改訂  
(平成20年7月)



新水道ビジョン策定  
(平成25年3月)

地域水道ビジョンによる各種施策の積極的な推進

### ■都道府県水道ビジョン： 都道府県水道行政として作成すべきビジョン

➢ 広域的な水道整備計画及び水道整備基本構想について（平成20年7月29日付け健水発第0729002号）

手引き

➢ 新水道ビジョンを踏まえて、都道府県水道行政が示すべきビジョンを「都道府県水道ビジョンの手引き」として、作成を推奨する旨を通知予定（H25年度）

### ■水道事業ビジョン： 水道事業者等が作成すべきビジョン

➢ 地域水道ビジョン作成のについて（平成17年10月17日付け健水発第1017001号）

手引き

➢ 新水道ビジョンを踏まえて、水道事業者等が施策を着実に推進するための「水道事業ビジョン作成の手引き」として、通知予定（H25年度）